

## 「議論の中間整理」に対して寄せられた意見の概要

- 1 「公益法人制度改革に関する有識者会議」は、平成16年3月31日「議論の中間整理」を公表し、5月10日までの間、これに対する国民からの意見を受け付けた。
- 2 寄せられた意見の総数は、37件(うち団体23件( )、個人14件)であった。  
( 提出された意見のうち、提出者として団体名が記載されたもの及び提出者が団体役員又は事務局長であるもの。)
- 3 意見の概要は、以下のとおりである。

項 目	意 見 の 概 要
<b>1. 改革の意義について</b>	<p>【民間非営利活動の促進の重要性に関する意見】</p> <p>「21世紀の我が国において、民間非営利部門による公益的活動が果たす役割はきわめて重要である」という基本認識を重視して、民間非営利公益活動を奨励、育成する制度となるよう改革を進めるべき。</p> <p>「21世紀の我が国において、民間非営利部門による公益的活動の果たす役割の重要性」を指摘した意義は大きい。この認識がいかに明確かつ具体的な形で実現化されるかに懸かっている。</p> <p>民間非営利活動の促進や民間非営利部門の活動の発展に期待するのであれば民間非営利活動の重要な担い手である構成員、寄付者、ボランティア、関連企業、行政を含め、全体としての民間非営利活動をどのように進めていくかを議論すべき。今回の議論では法技術的側面ばかりが検討の中心になっており、「改革の意義」と改革の内容が乖離している。</p> <p>最初に民間公益活動の重要性を指摘しながら、新しい非営利法人にしたら、民間公益活動がどのように活性化されるのかが見えてこない。残余財産が分配できず、原則課税の中間法人と一緒にするなど、どこにおいて国が民間公益活動の自由さを支援することになるのか。</p> <p>民間の非営利活動や非営利・公益活動の重要性について認識されてはいるが、非営利法人の準則主義による設立以外に、その活動を活性化するための支援策の具体的な方向が示されていない。法人格取得を容易にすることによる法人数の増加とともに、活動資金確保のための支援が極めて重要な課題であり、その具体的な方向として「民間資金を民間非営利活動へ」という社会システムの構築を基本認識の中に明確に謳うべき。</p> <p>阪神大震災ではいち早くボランティアや市民団体が活動し、行政の指示や指揮の届かないところで活躍した。基本認識の文章は正しいが、政府の方針と対立する活動、政府の支持を受けない活動についても社会に多元性・多様性をもたらす存在として尊重されなければならない。それらの活動も含めて法人格を与え、活性化することの意義について全ての政治家、政府関係者の共通認識となるよう望む。</p> <p>-----</p> <p>【現行公益法人をめぐる諸問題への対処に重きを置く意見】</p> <p>民間非営利部門に対する国からの補助金やいわゆる天下り等についての透明性や合理性の確保については、公益法人制度ではなく行政制度改革として行うべき。</p> <p>本来、「しっかりした規律の確保といった視点を踏まえ、真に時代の要請に応え得るものとして」真っ先に改革されるべきは、「官益法人」(天下り型公益法人)ではないか。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<p><b>1. 改革の意義について(続き)</b></p>	<p>今回の改革は、ひとまず公益法人だけの改革ではなかったのか。1階に中間法人と公益法人を一緒にしなければならない理由が不明。公益法人に対してこれまで指摘された問題、例えば、役人の天下り、官民の癒着等は、現行法の下でも解決できる。まず、現行法の下で問題のある公益法人を洗い出し、許可の取消をすべき。</p> <p>公益法人改革の目的と示された手段の間に大きな齟齬がある。主務官庁制の自由裁量による許可主義の下、法人設立が簡便でない等といった公益法人をめぐる指摘が事実であるなら、主務官庁制の廃止と簡便な公益法人設立の制度等の具体策が示されるべき。NPO法人の「認証」制度をまず導入し、さらにディスクロージャとガバナンスの強化によって問題を解決すべき。</p> <p>公益法人改革だけでは、官庁からの天下りや公的資金の不透明な循環を抑制・防止するのは困難であり、法人制度の改革と同時に他の抑制・防止策についても検討すべき。</p> <p>民間の会費主体の学術団体を今回のようなKSDと同列の土俵で議論すべきでない。</p> <p>他団体等からの助成金もなく、天下り役員もいない法人とそうでない法人の区分化を強く求める。</p> <hr/> <p><b>[改革の対象範囲等に関する意見]</b></p> <p>「現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理すること」について触れられているが、まず現在の公益法人(社団法人と財団法人)の改革の具体像を明確にすべき。</p> <p>民法34条の公益法人に関する規定を非営利法人の根拠規定として改正し、その下位法として商法に相当する非営利法人一般法を制定し、さらにその下に新公益法人、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等、特別法に基づく全ての非営利法人をぶら下げる形で法体系自体を作り直すことを検討するよう提案する。</p> <p>新しい非営利法人制度は民法34条の規定を根本から変えるものであるから、それを根拠としてきた特別法による公益法人は影響を受け、いずれは「法制上の関係の整理」が必要となると考える。特別法に基づく広義の公益法人も法人格自体は新しい非営利法人として取得するものとし、それぞれの要件によって各法人の認定等を行うこととするのが制度としては適切であろう。将来の方向性も視野に入れた制度設計の議論が望まれる。</p> <p>民法を本当に改革するなら、宗教法人などを外さず、例外なしですべて同列に扱うべき。</p> <p>現時点でNPOや中間法人は公益法人改革の中に含めるべきではない。一般法である公益法人制度を改革した上で、特定非営利法人等に関連する特別法を見直し、その後中間法人制度については、このような制度体系と整合性を図るべき。</p> <p>創設される新公益法人制度は、NPO法人や社会福祉法人など特別法に基づく公益性のある法人をも含むことを目指すべき。</p> <p>民法34条に依拠した社団・財団だけを改革の対象とするのであれば疑問である。特別法に依拠する法人は改革の対象にならないのか。</p>

項 目	意 見 の 概 要
1. 改革の意義について(続き)	<p>公益信託は財団法人と並んで財産権を活用して公益活動を行うための制度であり、現行公益法人における主務官庁の許可制と類似している。そのため、公益法人制度の改革と並行的に公益信託制度の改正も検討すべき。</p>
	<p>[現状認識や現状への配慮に関する意見]</p> <p>「私人による寄附やボランティア…」の記載があるが、企業の出捐による助成財団が多く存在するわが国の実状と考え合わせ、企業の役割についても極めて重要な視点として捉えるべき。</p> <p>包括的かつ画一的に進められる今回の制度改革が従来法人が目的とする事業活動に支障をきたさないかを考慮する必要がある。文化芸術活動に則した制度のあり方を検討願いたい。</p> <p>「公益法人ならどれも同じ」と安易にまとめるのではなく、演劇のような芸術分野の特殊性も考慮しそれぞれの自主性を重んじ、また多様性を損なわないような改革とすべき。</p> <p>改革にあたっては、主務官庁の審査を得て、指導監督基準を遵守している現行の公益法人の活動が阻害されることのないよう留意願いたい。</p> <p>[その他の改革の方向性に関する意見]</p> <p>非営利社団法人の構想は、全市民社会へ深刻な影響をもたらし、法人税法等の根本的な見直しにつながるものであり、憲法上の権利がないがしろにされる危険をはらむ。この構想の撤回と具体的な効果の上がる公益法人改革の提案への転換を強く求める。</p> <p>広く国民に芸術文化の普及啓発を図るためにも、非営利法人の枠内を類型別に整理し、芸術文化法人(仮称)等の法人を新設して公益性を判断することを望む。</p> <p>工学系の学術団体は人材・知材の面での国際競争力を高めるための人材育成への貢献を目的としており、公益性のある非営利法人とすべき。</p> <p>公益法人をすべて一括して非営利法人に移行するのではなく、学術活動を通して社会に貢献する学術団体を対象に別の法人制度(仮称:学術法人)を制定することを強く要望する。</p>

項 目	意 見 の 概 要
2. 新たな非営利法人制度について	<p>社団形態の非営利法人制度について</p> <p>【総論的意見】</p> <p>「営利(剰余金の分配)を目的としない民間団体について、公益性の有無に関わらず、一般的に法人格取得の機会を与える」との考え方は適切である。さらに「新たな非営利法人制度」の中に「公益性のある法人類型」を設けることを検討すべき。市民活動の現場のニーズに基づき、民法、非営利法人一般法、あるいはその特別法において「公益性のある法人類型」を規定すべき。</p> <p>新たな非営利法人の意義、理念については賛成。ただし、非営利法人はあくまで剰余金の分配を目的としない民間団体に法人格を与えるという法技術的な側面に着目したものであり、様々な目的を持つ団体が利用できる幅の広い制度とすべき。</p> <p>新たな非営利法人制度は、事業内容に特段の制約がなく、比較的軽い規律により運営が可能な法人類型が想定されており、いわば法技術として形式的な側面が強い。非営利という法技術だけに着目して公益的法人と中間法人等と同一法人類型とし、法人法制上一切区分しない考え方には強く反対。</p> <p>非営利法人の一般通則法を規定すべき。そこでは、現在規定されていない財団、社団の意義、非営利性、公益性の意義、合併の規定、理事の責任等もう少し明確に規定すべき。</p>
	<p>【社員、管理等に関する意見】</p> <p>社員総会のみを意思決定機関とした場合、迅速な業務遂行に支障が生じることもあり、新たな非営利法人には、理事会を必須の機関として設置すべき。</p> <p>民法上の社員については、法人の希望あるいは法人規模により代議員制度を導入できるようにすべき。</p> <p>団体が法人格を取得する意義は、法律上の権利義務の帰属主体となること、構成員の財産と法人の財産が互いに独立であることにある。無限責任であれば法人格を取得する意義は乏しく、社員は法人の債権者に責任を負わないこととすべき(有限責任)。</p> <p>営利(剰余金の分配)を目的としない非営利法人の本質から考えて、残余財産のうち、社員等が拠出した出資金等の財産を拠出額の限度内で返還することは何ら非営利性に反しないが、活動期間中に蓄積された利益(剰余金)まで社員に分配することは非営利法人の本質に矛盾する。従って、活動期間中に蓄積された利益(剰余金)の分配については、定款又は社員総会の決議によっても社員に帰属しないことを明確に規定すべき。</p> <p>支援者からの出資に対して利息相当額を支払うことは借金に利息をつけて返済するのと同じであり、適正な市場金利内であれば利益分配にあたらぬ。また、法人所得の計算上も支援者からの出資への利息相当額の支払いは、借金の利息と同様、損金に算入すべきである。</p> <p>新たな非営利法人の設立については、最低資本金制度の存在理由とされる債権者保護の要請は、法人の財務状況について情報開示を強化することで対応できるので、設立時に一定額の財産保有を認める必要はない。</p>

項 目	意 見 の 概 要
2. 新たな非営利法人制度について(続き)	<p>非営利法人の意思決定のプロセス、ガバナンスは活動形態に応じて多様である。各法人の実情に応じて、社員総会万能タイプか理事会設置タイプのいずれかを選択できるようにすることが望ましい。</p>
	<p>【出資に関する意見】</p> <p>「出資義務を負わない」との限定は、非営利法人の本質から導かれる要素ではなく、不要。非営利法人の資金基盤や活動形態を限定することになる。また、社員の出資を義務とする非営利法人の類型が制度的に認められないとの誤解も生じる。</p> <p>社員が非営利法人に財産を拠出したり、出資した場合の規定を設けるべきでその場合、拠出額の限度でその返還を受けることは非営利性に反しないこと、その返還請求権は一般債権者に劣後すること等、非営利法人における出資等の財産拠出に関する規定を設ける必要がある。出資型法人を認めなければ、利潤や私益を追求しない新しいタイプの出資(=社会的責任投資)を開花させるチャンスが逃すことになる。</p> <p>出資金が利益でないことは自明。善意の出資者を増やしていくということであれば、出資金の返還は認めるべき。法人財産の中で出資金と剰余金の区別を明確にしておけば、出資金の返還は問題ないと考え。</p> <p>出資(財産拠出)を受けた場合の非営利法人における諸規定(社員と法人の関係、利払い配当の可否、議決権、持分の有無、残余財産の分配と出資返還)が十分に検討されていない。今後は、行革事務局や政府税調の委員と出資を必要とする非営利事業の実務者の間の意見交換を図ることが求められる。</p> <p>【残余財産の帰属に関する意見】</p> <p>残余財産を社員に帰属させることも妨げないとする理由が理解できない。仮にそうであっても出資や会費相当額を限度とすべき。でなければ剰余金分配禁止の原則と平仄が合わない。</p> <p>新しい非営利法人制度においては、民間非営利活動へのより多くの人の寄付や参加を促すためにも、対象となる法人が解散時の財産を分与できるものであるかどうか、誰の目にもわかるものであることが不可欠であり、完全な非分配を原則とすべき。準則主義で設立する場合でも、法の規定と定款への必要事項の記載及び一定の情報公開を義務付けることによって、完全な非配分の保障を担保できると考える。</p> <p>「中間整理」では、「非営利」の定義におかしいところがある。「非営利性」は、「営利性」の反対概念で「非分配」(存続後も解散後の残余財産も非分配)をいう。世界的にもそのように解釈されている。完全な非営利法人ではない中間法人と完全非営利の公益法人を一緒にすることに意味があるとは到底思えない。</p> <p>非営利(=利益を分配しない)法人なのに解散時に残余財産を分配できるとしている点は不適切であり、むしろ残余財産の分配を禁止ないしは強く規制すべき。非営利社団法人は、完全な非分配型を原則とすべきであり、完全非分配の非営利社団法人は原則非課税とすべき。</p> <p>新たな非営利法人制度については、完全な非分配(残余財産の分配も不可)を原則とすべき。残余財産の分配が可能な法人を非営利法人に含めるのであれば、残余財産の分配不可と分配可の2つの法人類型を設けるべき。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>2. 新たな非営利法人制度について(続き)</b>	<p>非営利法人には多様なタイプがあるにもかかわらず、想定している「非営利法人」が特異な「非営利法人」であることは問題。仮に民法34条法人だけを改革の対象とするのであれば、残余財産の分配は不可とし、中間法人も含めるべきではないが、非営利法人全体を対象とする基本法を目指した改革を目的とするならば、非営利法人の多様性を保証するような改革にするべきで、残余財産の分配不可と残余財産の分配可の二つの類型から基本類型を設計すべき。</p> <p>新たな非営利法人については、「非営利・完全非分配型」(残余財産の分配不可)と「非営利・不完全非分配型」(残余財産の分配可)の二つの法人類型を設けることが必要。</p> <p>現行の中間法人制度との関係については、もし一体として制度設計するならば、完全非配分の新しい非営利法人と非配分が不完全な中間法人の違いを制度的に明確化すべき。</p> <p>準則主義での新たな非営利法人設立を前提として、その法人制度上、「残余財産の分配を認める法人」と「認めない法人」を明確に二分すべき。非営利法人の設立目的、その目的を実現する事業を論ずる上で、残余財産を分配できるのとできないとのでは大きな差があり、市民から理解され、信頼される良質の非営利活動を促進する上からも明確な区分が必要である。</p>
	<p>[会計に関する意見]</p> <p>利益分配の有無を第三者が判断できるようにするため、非営利法人についても営利法人のフロー(収支計算書)とストック(貸借対照表)に関する計算書類を作成して、会計の透明性を保つことは重要である。</p> <p>計算書類等の作成については、非営利法人が利益分配を目的としていないことから、営利法人と同様に「損益計算書」を当てはめることが適当かどうかという基本的な問題を検討しないと結論が出せないのではないかと。</p> <p>寄付、会費等の資本性のある資金は出資等の資本等取引と同じ扱いとして、損失・利益の計算から外すべきではないかと、有償ボランティアに対する事後調整として行う割戻しを利益分配ではなく支出として位置づけるべきではないかなど、非営利法人の活動実態に応じた会計基準を改めて構築することによって、法人課税の問題も解決できる部分が少なくないのではないかと。</p>
	<p>[外部監査に関する意見]</p> <p>法人の規模に応じて、外部監査、損失準備金等の制度を設ける必要があると考えられる。現時点で具体的に想定される制度を例示すると以下のとおり。</p> <p>過大な役員報酬の支払い等による利益分配や税逃れを目的とした非営利法人制度の濫用が起きないようにするため、純資産五億円以上の非営利法人は、事業年度終了後3月以内に活動状況を記した事業報告書と法人所得を計算できる財務諸表について外部監査を受けたものを情報公開し、脱法行為的な利益分配が行われている場合に、市民、民間評価機関や課税庁が拳証しつつ告発できるものとする。</p> <p>他方、純資産五億円未満の非営利法人については、事業基盤が確立途上にあるため、将来生じうる損失に備えて、三千万円又は事業規模の三割を上限とする損失準備金を貸借対照表に計上し、損金に算入できるものとする。</p>

項 目	意 見 の 概 要
2. 新たな非営利法人制度について(続き)	<p>外部監査については、政府等の公的機関が関与することは行政の関与を最小化し、法人運営の自立性を高めるという今回の改革の趣旨に反する。他方、監査法人の公認会計士等は単価が高く、規模の小さい非営利法人が監査費用の負担に耐えられるかとの問題もある。そこで、有資格者からなる民間評価機関(評価NPO)が一定の要件を満たしていることの認証を得て、外部監査を行うことが考えられる。</p> <p>非営利法人の外部監査は重要だが、行政がこれを行うべきではない。また、民間の監査法人はコストがかかりすぎて負担が大きい。NPO法の18番目の活動分野として非営利法人の外部監査を加えればよい。</p>
	<p>[その他の意見]</p> <p>新しい非営利法人の制度設計は、運用する側の立場ではなく、その制度を利用する側の立場に立って考えるべき。</p> <p>出資型を含めて非営利法人一般法が成立すれば、中間法人法を廃止して、非営利法人法に統合することも考えられる。しかしながら、現在の中間法人制度には以下の三つの問題点があり、これらの問題点を引きずらないことが大前提となる。</p> <p>有限責任中間法人において最低三百万円の基金が必要とされていること。  定款又は社員総会の決議により活動期間中に蓄積された毎期の利益(剰余金)を含む残余財産を社員に帰属させることが可能となっており、非営利法人として位置づけられないこと。  非営利活動のための寄付金や会費収入について、法人所得の計算上、益金に算入され、営利法人の事業収入と同率で法人税が課税されること。</p>
	<p>財団形態の非営利法人制度について</p> <p>財団法人についてもっと議論を深めるべき。完全な非分配の法人とするなら、社団型の組織とともに財団型の組織を認めることに何ら問題はないと考える。</p> <p>財団法人のあり方については別途検討することとして、ほとんど具体的な記述がないが、民間非営利活動の発展のためには欠くことのできない重要な要素であり、新しい非営利法人の一類型として制度化すべきである。</p> <p>社団形態に比し、財団形態の定義が曖昧且つ理解し難く、もう少し明快な提示を希望する。</p> <p>財団法人については、これまで果たしてきた社会的役割と実績を尊重し、制度の存続を求める。</p> <p>民間非営利活動を資金面から支援する団体として、助成財団の果たしてきている役割には大きいものがあり、有識者会議ではその点が十分に議論されていない。</p> <p>組織としての使命の不変性・創造活動の事業性を考えると、財団法人は文化芸術活動の主体としても重要であり、法人制度として積極的に活かす方向が相応しい。</p> <p>財団法人の設立に公益性の有無の判断を加えることは、制度改革の大前提である公益性の有無を問わず準則主義で法人を設立できるという趣旨に反し、論理の展開に矛盾が生じる。仮に公益性を有する財団のみが認められた場合、その定義に漏れた財団は解散しかないとすれば問題である。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>2. 新たな非営利法人制度について(続き)</b>	<p>脱税防止の観点から準則財団の設立をしないというロジックで、財団のみ設立認可制というのは、制度の趣旨を損なうことになる。(a)本当に財団が脱税の温床であるのなら財団形態はやめる、(b)財団形態が必要であるなら準則設立の原則は厳守するというスタンスで臨むべき。</p> <p>非営利法人の活動を活発化するには、営利の金融機関と異なる行動原理に基づいて、非営利のファンドやバンクが多数設立され、非営利法人への出資や融資あるいは助成を通じて、民から民への資金の流れを太くしていく必要がある。このことは自立した非営利セクターを築く上で非常に重要な要素となる。非営利法人の活動範囲は多岐にわたるため、これに対応する非営利のバンクやファンドも公益性の有無にかかわらず、非営利性が担保されれば、準則主義で自由に設立できるようにすべき。</p> <p>財団法人制度においても、社団法人制度と同様に同じ「非営利の概念」(= 営利(剰余金の分配)を目的としない)を採用すべき(財産運用により得た収入を何らかの非営利活動に支出することは当然の前提)。法人形態によって「非営利の概念」が異なるということは理解しにくい。</p>



項 目	意 見 の 概 要
<b>3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方について</b>	<p>主な視点について</p> <p>非営利法人のうち、公益を担うにふさわしい法人について規定を設けることは、今後の日本における非営利セクターのためにも重要であり、賛成。</p> <p>公益性の規定は、日本における今後の非営利セクターの発展に資するものでなければならず、「不適切」な法人を排除するためにも、ある程度厳格であるべき。しかし、これまで日本の社会・経済を支えてきた、あるいは今後も支えていくべき活動を排除するものであってはならない。</p> <p>「公益性」という言葉が適切な言葉なのかどうか疑問。「公益」とは本当に定義可能な言葉なのかどうかを含めて再度議論の組み立てからやり直すべき。</p> <p>アマチュアも含まれるNPOをはじめとする諸団体に対して、一律に法人化を許し、優遇措置の審査を行う部署や審査方法を新たに検討する改革案については、新たな方法が長年の経験の下で磨き上げられた基準より優れているという保証はなく、行政効率を著しく阻害する理想論に過ぎない。</p> <p>「公益」とは、多くの国民に支持されている財・サービスを提供する事業をいうとするほかなく、営利法人も多く該当するから、公益性により優遇措置を付与する対象は限定できず、「公益性とは何か」を議論する意味はない。税制等の優遇措置を付与するにふさわしい法人とは何かという効果の点から逆に主体を特定することが有効(優遇措置を付与するにふさわしい法人とは、市場原理にのせることが不可能なもの)。</p> <p>「国等の機関が、公益性を有する非営利法人について特別の取扱いを行うこと」については違和感がある。公益性を有する非営利法人の意義は、行政や市場経済では供給が困難な財・サービスが安定的に提供されること、さらには間接民主制の下で必ずしも十分ではない市民の政治参加の機会を増やしたり、少数者の意見を擁護する役割を有している。従って、現時点での国の政策と異なる主張や活動を行う法人であっても、税制やガバナンス、社会的信用の面で公平に特別の取扱いを行う必要がある。</p> <p>税制優遇は民意を反映して国会の議決により法定される措置であり、国等の機関による特別な取扱いと考えるのは誤り。「公益性を有する非営利法人」に対し、国等の機関が特別の取扱いを行うか否かは二次的な議論であって、国等の機関による特別な取扱いの可能性を理由に行政機関が公益性の判断に関与するならば、行政の関与を最小化することによって民間非営利活動を促進しようとする今回の改革の趣旨に反する。</p> <p>公益性を有する非営利法人については、その活動の公益性とともに、法人のガバナンスと情報開示を強化して市民監視を容易にすることにより、社会的信用が向上し、税制上の特別な扱い(寄付優遇税制等)も正当化される。税制上の優遇措置を意識する余り、その公益性の要件やガバナンス等を過度に強化するならば、民間非営利活動や私人による公益活動を現在よりも萎縮させる可能性があることに留意する必要がある。</p>
	<p>基本的考え方(考え方A、B等)について</p> <p>【基本的に考え方Aを支持する意見】</p> <p>公益性の判断は非営利法人の目的や規定、事業等を総合的に判断する必要がある。仕組みを民法等で規定する考え方Aが妥当。税務当局が判断するのには反対。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方について (続き)</b>	<p>公益性を取り扱う仕組みのあり方については、「公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定」し、その判断主体は中立で第三者的な機関とすべき。</p> <p>公益性を取り扱う仕組みについては、「公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定」し、その判断主体は中立で第三者的な機関とすべき。また、文化芸術の自主性、自律性、多様性を損なわないよう、硬直的な制約とならないよう配慮すべき。</p> <p>公益性を取り扱う仕組みのあり方については、「公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定」すべきである。このような制度の設計は、どのような法人を対象にどのような優遇措置を与えるかのイメージなくしては具体的な議論はできない。税制上の優遇措置としては、みなし寄付金の適用、金融収益非課税、寄付者の寄附金控除または損金算入などがあるが、そのどこまでを登録法人に適用しようとするのか、また、その内容に応じて登録等の基準やその方法、実施機関を検討すべきである。</p> <p>公益性のある非営利法人については民事法において公益性の要件、判断の仕組み、その法的効果、事後チェックのあり方等を規定することは十分可能であり、「考え方A」により制度設計するよう強く要望する。</p> <p>公益性の判断基準を法律で規定するとともに、その判断主体として行政当局(特に税務)から独立した中立的な第三者機関を設置し、その任に当たることを強く求める。</p> <p>民法等の規律により規定し、個別事業に関する税の取扱は別に規定されることが望ましい。課税の論理で公益性を判断することには反対。考え方Aが妥当。</p> <p>公益性の内容や判断基準について「税法以外に公益性を取り扱う仕組みを特に設けない」との考え方は、極端。「税制公益独占主義」とも言い得る考え方で到底支持できない。「公益性のある非営利法人」の類型を法人制度として設けるという立場からは、[考え方A - 公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定]をとることが適切。</p> <p>公益性のある非営利法人につき、税法以外の私法領域で要件・定義を明確に規定すべき。その中で、内部規律、残余財産処分制限、情報公開の強化などの面で、公益性のない非営利法人との区分を明確にすることが必要。</p> <hr/> <p><b>【その他の意見】</b></p> <p>税法以外に公益性を取り扱う仕組みを特に設けない[考え方B]を示していることは問題。考え方AとBの両方の案を政府税調に送ること自体論理的にB案しか採用しないというシグナルである。民間機関が公益性の判断を行う考え方を再検討すべき。</p> <p>現行の特定公益増進法人、認定NPO法人制度は最終的には課税庁の判断、それも一部数値基準を設けての判断となっているが、この制度によって公益が納得のいく形で判断されているとは到底いえない。</p> <p>徴税ありきの日本の課税庁の実状から考えれば、公益性があるものとして認定されるのは、現行の特定公益増進法人や認定特定非営利法人のように、ごく限られた法人となる可能性がある。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方について (続き)</b>	<p>公益性の判断をその活動内容や背景、意義等の全く分からない第三者的な機関で一元的に判断することは不可能である。</p> <p>公益性の定義、効果、要件が明らかでないのに、認定機関だけが決まるということは、きわめて疑問。定義や効果によって、認定要件が決まっていき、その認定要件を十分審査するにはどのような機関や手続が必要か議論し、検討していくのが適切な進め方ではないか。</p> <p>国等の機関に公益性の判断や事後チェックを委ねた場合、官製公益法人が復活して、身内に甘い判断がなされる可能性が高いので反対。また、国等の公的機関が公益性を判断する場合、縦割り主務官庁が単一の官庁に置き換わるだけであり、国が一元的に公益性を判断する従来のシステムと何ら変わらない。</p> <p>中立的で第三者的な判断機関を設けることについても、必ずしも賛成しない。中立的で第三者的な機関が、これまでの政府に変わる権威を有することになり、真に多元的で多様な公益性の活動を社会で活発化していくのが保証の限りでない。第三者機関のスタッフが民間人の官僚として跋扈し、大企業の民僚と同じような行動様式でもって公益性判断の幅を狭める危険性もある。</p> <p>基本的な考え方としては、設立時の公益性判断は公証人の認証による形式チェックで十分であり、設立後の公益性の事後チェックは情報公開を通じて、会員、利害関係者のみならず、市民も告発できる仕組みとすべき。具体的には、『公益性は、公益性のある非営利法人の設立者が自ら宣言し、法律の要件を満たす定款を作成の上、公証人の認証を得て法務局に登録する。法務局に登録後、情報公開を徹底し、会員、債権者、寄付者、市民の事後チェックにより、その要件を満たしていない時は、これらの者が裁判所に訴え、改善勧告、理事解任、公益性の取消し、法人解散を命じられる制度とすること。』不正の抑止のため、公益性のある非営利法人に関する詳細な情報を蓄積し、インターネット等で市民に公開する仕組みを法務局や中間支援組織において整備していく必要がある。</p>
	<p>今後の検討課題 - 公益性の考え方について</p> <p>「公益性」の考え方、認定要件、認定による効果、認定の方法や認定機関を一体として議論すべき。「中間整理」では認定による効果と認定機関の議論が先行している。「公益性」の考え方や認定要件などについてもきちんとした検討を行うべき。</p> <p>「公益」や「不特定多数」についての定義・規定を明確にして明文化すべき。</p> <p>「公益」=「不特定多数」との概念は理解できるが、不特定少数人の利益でも、社会的・経済的・文化的影響力があり、二次的に不特定多数に波及・貢献するケースも考えることから、二次的な波及効果の有無についても考慮すべき。</p> <p>「不特定多数の利益を図る」の解釈について厳格な解釈を適用するべきではない。例えば、会員相互間の相互扶助を目的とする活動であっても会員資格が開かれており加入が容易なものであるなら「不特定多数の利益を図る活動」と解釈できる。また、特定少数者が現在直面する事態が将来他者にも起こる可能性がある時や、特定少数者が公権力による人権侵害を受けたような場合には、特定少数の者の救済や支援を図る活動は「不特定多数の利益を図る活動」と言い得るのではないか。</p> <p>舞台芸術は、大規模な公共事業に匹敵するほどの経済波及効果を持っている。公益性とは、このような文化支援が波及効果によって経済を下支えしている姿を理想とすべき。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方について (続き)</b>	<p>「公益性を取り扱う仕組みのあり方」についての議論だけが進捗し、「公益性の考え方」「判断要件のあり方」「適正運営の確保のあり方」については、ほとんど具体的な検討がされていない。これでは順序が逆転しており、本来の検討は、「公益性の考え方」が先にくるべき。今回の改革でいう「公益性」とは何であるのか(公益性の定義)、なぜ「公益性」という括り方が必要になるのか(認定の効果)、それによって何が社会にもたらされるのか(認定の定義)という点が先に議論される必要がある。</p> <p>その後で、認定要件、認定機関、認定手続き等がセットで検討される必要がある。</p>
	<p>今後の検討課題 - 判断主体のあり方について</p> <p>判断主体のあり方において、「公益性の有無を的確に判断するための一定の体制の必要性と、行政組織の膨張抑制の要請との調和を図る観点を踏まえ、さらに検討を進める。」としている。このことは、昨今の行革の状況下では新たな組織や機関の創設は困難であるから、既存の組織または機関で判断を行うことを前提に、税との関係から見たとき、課税庁がこれを行うことが相応しいと言っているようなものである。</p> <p>公益性の判断機関としては、中立的で公正な判断ができる単一の組織を考えるべき。この組織は3条委員会が最も適当であると考えるが、併せて8条委員会、または純粋な民間機関等も視野に入れて検討すべき。課税庁が判断機関となることは論外。</p> <p>地方における判断業務を全て中央で実施することは事実上不可能であり、各都道府県毎に中央と同一性格の判断機関を設置すべき。</p> <p>判断機関の委員は民間有識者から登用し、事務局においても弁護士、公認会計士、公益法人実務家など民間人を起用するなど独立性が強く民間色が濃い組織を検討すべき。このような判断機関を設ける以上一定の体制は不可欠であり、また主務官庁による公益法人の現行指導監督体制に必要な組織・人員が不要となる点も考慮に入れるべき。</p> <p>新設される判断機関は、単なる窓口業務としての公益性判断だけではなく、英国チャリティコミッション同様、公益性のある非営利法人に対する事後チェックならびに支援・相談機能も併せ持つべき。</p> <p>公益性の判断機関は単一の行政機関となることが望ましい。その場合、縦割りの弊害を排除することばかりにとらわれずに主務官庁が担当政策分野ごとに蓄積した情報・ノウハウを有効に活用し、多様な事業分野の実情を十分に勘案することができる体制を整備することが必要。</p> <p>公益性のある非営利法人を設立段階から認め、公益性の判断はできるだけ法律に書き込み、グレーゾーンは裁判で争えるようにするか、その判断を一定の機関に任せ、そこには事後チェック(公益性、非営利性の存続等)を行わせることとすべき。</p> <p>判断主体としては、NPO法人の認証機関等が行えるのではないかと考える。</p> <p>今後、公益法人改革を進めていく上で、公益性の判断主体を新たに設けることがネックになると思われる。行政改革を進める立場でありながら、新たな機関を新設するための予算や人員を如何に確保するかという切実な問題に直面することになる。</p> <p>この際、発想を転換し、公益性の判断基準を客観的かつ明確に定めることに力を注ぎ、要件適合の形式チェックは株式会社と同様に公証人の認証に委ねればよいのではないかと考える。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方について (続き)</b>	<p>公益性のある非営利法人の判断主体は市民であるべき。公益性の判断基準が客観的かつ明確に定められるなら、設立段階において各法人の定款が要件を満たしているか否かの形式面のチェックは公証人の認証を得て法務局に登録できるものとすればよい。</p> <p>公益性の判断主体のあり方については、中立で第三者的な機関とすることを要望する。「一定の体制の必要性和行政組織の膨張抑制との調和を図る観点を踏まえ…」とあるが、どこが判断主体になっても「一定の体制の必要性」が大きく変わるものではなく、このコメントが判断主体のあり方に影響を与えるものとは考えにくい。</p> <p>公益性の判断の主体としては、中立で第三者的な機関とし、文化芸術の自主性、自律性、多様性を損なわないよう、硬直的な制約とならないよう配慮すべき。</p>
	<p>今後の検討課題 - 判断要件のあり方について</p>
	<p>【総論的意見】</p> <p>公益性は当該法人の 設立目的、活動(事業)分野、組織(規律)の3点により判断されるべき。具体的には以下のとおり。</p> <p>設立目的は使役ないし共益を目的とするのではなく、利他(他益)の精神により社会一般の利益追求を目的とするものであること。</p> <p>活動(事業)分野は特定非営利活動促進法第2条(別表)の規定や、欧米の事例を参考にして、できるだけ具体的に詳細に列挙すること。</p> <p>組織(規律)要件は、各機関の構成などいわゆるガバナンスおよび情報公開について、一般の非営利法人に求められている水準以上の規律とすること。</p> <p>これらの判断要件は極力明確、客観的で、原則的に判断機関の裁量の余地のない基準として、非営利法人法又はその特別法で法定化すること。</p>
	<p>【判断要件を考えるにあたっての視点や具体的な要件に関する意見】</p> <p>判断要件については、客観的で明確であり裁量の余地をなるべく排除することに賛成。</p> <p>判断要件をすべて法定することは現実的ではないが、改革の理念が私人の自由活発な公益的活動の促進にある以上、公益性の考え方の基本的原則については、明確に規定する必要がある。</p> <p>要件は、社会の要請にあわせて成熟していくものであるから、政府・非営利セクター双方によって適宜見直されるべき。</p> <p>判断基準については裁量をできるだけ排して透明性を高める観点から極力具体的に法律で規定すべき。</p> <p>判断要件について、(a)客観的で明確なものとし、裁量の余地を少なくすること、(b)時代の変化に応じて適切に見直すこと、(c)要件の法定化を意識して、検討することについて異論はない。ただし、(d)のように、i)公益性を有すると判断する際の要件と、ii)その公益性が維持・確保されるための要件に分けて考える必然性や狙いが不明確であり賛同できない。設立時に必要とされる公益性の要件を、設立後の活動において満たしていることを事後チェックできれば良いのであって、設立後の要件を追加して重くする理由が理解できない。</p> <p>全収入に占める寄附金の割合が2割以上であるという要件を定めることにも問題がある。すなわち、団体が提供するサービスの対価を受け取っており、その対価収入が大きければ、寄附金の割合が相対的に小さくなり、要件を満たさなくなる可能性がある。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方について (続き)</b>	<p>日本の非営利活動・公益活動は、地域社会に根ざした互恵的、相互扶助的な活動が特色。パブリック・ベネフィット・テストのような日本に特徴的な非営利・公益活動を排除しかねない規定は設けるべきではない。</p> <p>現行の「指導監督基準」等の関連規定にとらわれすぎることなく、公益法人の実態等を十分勘案したものにすべき。</p> <p>特定公益増進法人による芸術団体に対する税制優遇措置は、過去の試行錯誤を経て、バランスの取れた判断が示されるようになった。すでに確立された専門家の判断に基づく芸術財団の公益法人認定方法や、各芸術団体の継続的な実績を否定・リセットすべきではない。</p> <p>芸術文化団体の公益性を数値に重きを置いて判断することは問題。</p> <p>数値的基準の導入については反対。実際の活動が、数字に振り回されて個性が失われる。数値的基準は民間非営利活動や私人による公益活動の多元性や多様性を画一化する方向に作用するからである。例えば、公益性のある活動の割合が法人全体の活動の5割以上であることが必要という要件を定めて、それを支出した費用で測ることは誤りである。無償または低額なボランティアの活動によって支えられている場合、金銭に換算される支出は過少に評価されることになる。</p> <p>-----</p> <p><b>[公益性判断の手続きに関する意見]</b></p> <p>公益性の判断は設立に関わる基本文書(定款・寄附行為、設立趣意書、申請時における事業計画・予算など)により判断することとし、また、この判断は法人設立と同時にしくは事後いずれかの時点においても求めることができるものとする。同時に判断を求める場合には、設立者の便宜に配慮し、登記手続と判断手続が一連の手続として処理できるものとする。</p> <p>「議論の中間整理」では、公益性の判断を中立的で第三者的な機関や単一の公的機関に委ねることを前提に、その判断が出来るだけ早期に行われるよう申請者の視点に留意した手続きを検討するとしている。しかし、公益性の要件を客観的かつ明確に定めることができるなら、株式会社などの設立と同様に公証人の認証により形式的な要件適合を確保することができる。後は法務局に登記すれば設立できる制度とすべき。</p> <p>-----</p> <p><b>[活動実績を要件とする段階に関する意見]</b></p> <p>公益性の判断に際して「活動実績」を設立の段階で要件とすることは、新たに公益活動を行おうとする者の意欲を阻害するおそれがあるのではないかと懸念されている。</p> <p>公益性の判断に際して「活動実績」を設立の段階で要件とすることは、新たな法人設立を制約する可能性があるため、相応しくない。</p> <p>-----</p> <p><b>[残余財産の帰属に関する意見]</b></p> <p>公益性のある法人については、「非営利・完全非分配型」(残余財産の分配不可)とし、行動様式の異なる「非営利・不完全非分配型」(残余財産の分配可)の法人とは明確に分別し、法人類型を設けることが必要。</p> <p>残余財産分配可の法人と、公益組織・国・地方公共団体に帰属させるタイプの法人(分配不可の法人)に法人類型を分け、後者から前者への変更を禁止すべき。残余財産非分配が絶対条件である公益性のある非営利法人が公益性を喪失した場合、このような変更は寄付者を含む一般市民の信頼を裏切り、ひいては公益性のある非営利法人制度の信頼を低下させることとなる。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方について (続き)</b>	<p>非営利法人の本質は利益非分配であって、法人の活動期間中に蓄積された毎期の利益(剰余金)を分配しなければ非営利性は担保される。また、活動期間中に公益性のある活動の基礎財産として用いられた出資金を、当初に拠出した額の範囲内で社員等に返還しても公益性が失われるとは考えられない。従って、「公益性を有する法人の解散後の残余財産の帰属」については、「残余財産のうち、活動期間中に蓄積された毎期の利益(剰余金)については、社員への分配を禁止する方向で検討を進める。」と改めるべき。</p>
	<p>[その他の意見]</p> <p>基幹芸術団体への重点支援こそが芸術文化のレベルアップへの早道。新たな文化的価値を創造する実演芸術家(団体)に対する支援ほど公益性に富むものはない。</p> <p>公益性を一括して審査することには無理が生ずるので、非営利法人を芸術文化法人(仮称)等のいくつかに類型化し、それぞれの法人にふさわしい公益性の判断基準を作成すべき。</p>
<b>今後の検討事項－ 適正運営の確保のあり方について</b>	
	<p>公益性を有する法人の適正運営の確保のあり方に関して、自律性、透明性、事後チェックの手段等の検討を進めるとあるが、その適用にあたっては、現状を踏まえた上で法人規模や事業規模等を十分勘案すべき。</p>
	<p>民間の非営利・公益活動を促進するためには、一律の基準により規制を加えることなく、自由度の高い制度設計とし、各法人が事業の内容・規模等に応じて円滑に活動することができるようにするべきである。</p> <p>ガバナンスの仕組みについては、各機関における権限(決定、執行、監督)の分配、情報公開、外部監査などしっかりした制度を構築する必要があるが、小規模法人には特例措置も検討する必要がある。</p> <p>公益性のある非営利法人の役員報酬については、報酬なしとすることを公益性評価の要件とすべき。これなら天下りのインセンティブもなくなる。</p> <p>公益性のある非営利法人のディスクロージャーについては、例外なく全面公開の方針で臨むべき。</p> <p>判断機関は公益性のある非営利法人の事後チェックを行うべき。具体的には年次届出書類のチェック、立入検査、業務改善命令、聴聞、公益性判断取り消し等。また、一般市民による監視機能を効果的に行うための工夫、例えば判断機関への苦情申し立て制度や監事への監査請求制度も検討してもよいのではないかと。</p> <p>法人の適正運営を確保するために、ガバナンスと情報開示を強化し、現行の主務官庁による指導監督に代わる実効性のある事後チェックを検討しようとする方向性は間違っていないと考える。これまで公益法人制度で指摘された問題点は、その設立の判断が行政機関に委ねられて事前規制される一方、設立後の事後チェックが身内の官製公益法人等に対して甘く行われてきたことにある。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<b>3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方について (続き)</b>	<p>公益性を事後的にチェックする究極の主体として市民が考えられる。公益性の基準を事後的に満たしているか否か、情報公開によって市民が判断することとし、不適格であると判断した場合には市民が裁判所に訴えを提起し、裁判所が判決で活動の改善勧告、理事解任、公益性の取消し、法人解散を命じられる制度とすることが最も厳格と考えられる。</p> <p>役員の実任・義務を規定するにあたっては民法による委任法理だけでなく、受託者責任の法理も取り入れる必要がある。</p>



項 目	意 見 の 概 要
4. その他	<p>【移行に関する意見】</p> <p>現行制度下にあっては主務官庁が公益法人として設立を許可し、その後もそれぞれ長年にわたりその業務を指導・監督してきたわけであるから、現行公益法人は新制度下における公益性のある非営利法人に移行可能なはずであるが、何らかの事情で他法人類型に移行・転換する場合にも財産と事業が円滑に承継できうる法制を整備すること。また、現行公益法人については新制度施行後、一定期間の経過措置を設けその間は旧制度の適用を継続する、または新制度における公益性のある非営利法人とみなすなどの措置を検討すること。</p> <p>非営利法人制度移行時の基本財産や固定資産については、原則、そのまま新法人に移行できるよう検討すべき。</p> <p>現行の公益法人から制度改正後の非営利法人への移行については、現に行われている公益活動に支障をきたさぬよう十分配慮すること。</p>
	<p>【検討の進め方等に関する意見】</p> <p>改革の論議は、改革の対象である公益法人及び特定非営利活動をはじめとした法人の意見も十分踏まえて進めるべき。</p> <p>現在の進め方では、「広く国民の意見を得」ていけるとは思えない。公聴会やパブコメの募集を積極的に行い、国民的議論に付していくべき。</p> <p>今後の具体的な内容の検討に際しては、単なる学問的・理念的な考察ではなく、内外の実務現場における知識・経験・提言に十分留意し、より良き制度の創設に向け積極的に活用することを心から希望する。</p> <p>有識者会議及び非営利法人ワーキング・グループのメンバー構成については、文化・芸術・技芸関係者からの人選も検討していただきたい。</p> <p>公益法人の根源的な基盤と活動は税のあり方と不可分であるので、税のあり方とセットでの議論と改革を求める。</p> <p>政府の有識者会議と税制調査会では、法人制度と税制度を一体として議論し、全体構想のあり方を構築すべき。</p> <p>「議論の中間整理」において非営利法人の税制に関する議論は一切なされていない。しかし、法人制度と税制の扱いは不可分一体のものであることから、有識者会議においても非営利法人の税制上の扱いについて基本的な問題点を議論しておく必要がある。</p> <p>中間整理では、税に関する議論に触れられていないが、税に関する議論も並行して検討されるべき。</p> <p>土地への課税などは利用形態により区別すべきであり、税制と法人形態は切り離すべき。</p> <p>新非営利法人及び公益性のある非営利法人の課税関係についても、有識者会議の場で討議し、所轄の政府機関にその考え方を提言すべき。</p> <p>特に、公益性のある非営利法人に対する国としての支援・奨励策として最も重要かつ典型的なものは税制上の支援である。有識者会議はまさに非営利法人、なかなか公益的活動を担う法人の今後の役割、そのあり方及び仕組みを検討する場であるから、それに相応しい課税関係についても十分議論を尽くし、有識者会議の考え方として政府(所轄の政府機関)へ提言する義務があると考えられる。</p>

項 目	意 見 の 概 要
4. その他(続き)	<p>今回の改革の目的が、民間非営利活動の促進にあるならば、新たな非営利法人制度と公益性を取り扱う仕組みのあり方についても、常に法人制度の利用者の視点に立った検討が行われる必要がある。そして、現行の中間法人制度とNPO法人制度との統合についても、視野に入れるならば、現行の公益法人制度を出発点とするのではなく、現行NPO法人制度を出発点とし、民間非営利活動に取り組もうとする者にとって、より使い勝手の良い制度を目指すのでなければ、改革は成功しないと考えられる。</p> <p>今後の検討事項である法人の定義や名称、管理・運営上の規律等に関する具体案が定まった段階で、改めて意見募集を行うことを要望する。</p> <p>-----</p> <p>【税制上の取扱いに関する意見】</p> <p>新たな非営利法人制度の前提イメージとしているのは、中間法人であることは明らか。これは、原則課税を前提とした今後の税制面での検討における誘導であり、現在の公益法人はもとより、NPO法人にとっても受け入れがたい。</p> <p>税制上の優遇措置としては、みなし寄付金の適用、金融収益非課税、寄付者の寄附金控除または損金算入等があるが、そのどこまでを適用するのか、また法人数は数千を想定するのか、数万を想定するのかなどの内容に応じて基準や方法、実施機関を検討すべき。</p> <p>完全な非分配の法人について、会費・寄付金・助成金・補助金等の対価性のない収入については課税しないという原則を明確にすべき。</p> <p>現行法でも準則主義で原則非課税となっている法人制度は、労働組合、政党法人、マンション管理組合法人等存在するにもかかわらず、新しい非営利法人が任意団体より課税強化になるのは問題がある。</p> <p>財政危機に直面した米英においては、国の政策として、NPOに対する民間資金の導入を容易にするための税制をはじめとする施策を積極的に構築し成果を挙げている前例が存在しており、わが国においても見習うべき。</p> <p>特に残余財産の非分配を明確にした公益性を有する非営利法人について、非収益事業所得に対する法人税非課税、金融収益に対する所得税非課税、地方税免脱、みなし寄附金の損金算入等現行制度の存続を求める。</p> <p>税制上の優遇措置や補助金等を付与しなければ運営が維持できないもの、すなわち市場原理にのせることが不可能な法人に税制等の優遇措置を付与することがふさわしい。</p> <p>今回の「中間整理」は課税のあり方について言及していないが、中間法人と同じ扱いにすることで寄附金等を課税する意図が見え隠れする。完全な非分配の非営利法人については、寄附金等の非対価性の収入は非課税とすべき。</p> <p>「公益性」が認定される場合には、非営利法人が社会的目的のために活動しやすい税制上の措置(寄附金控除の拡充、金融収益非課税、みなし寄附金制度の拡充、資産の贈与の簡便化等)やその他の促進措置が検討の対象となるべき。</p> <p>税の問題が改革の優先順位とならないこと、原則課税とすることになるのには反対。</p>

項 目	意 見 の 概 要
<p>4. その他(続き)</p>	<p>非収益事業収入については原則非課税とすべき。</p> <p>地域の社会福祉推進のためにも、明らかに相互扶助的な事業については課税から除外すべき。</p> <p>公益性を有しないが非課税の非営利の法人もある。非課税措置は、公益性に対する「特別な措置」ではなく非営利性(財産分与を行わない)に対する当然の措置である。</p> <p>  昨年の税制調査会非営利法人課税ワーキング・グループでの議論にあったように、公益性に対する特別の取り扱いが、すなわち法人税が非課税であるということとは納得できない。    公益性を有しないが、法人税が非課税の非営利の法人は現在でもある。    非課税措置は、公益性に対する「特別な措置」ではなく、非営利性(残余財産も含めて法人財産の分配を行わないこと)に対する当然の措置であると考える。</p> <p>法人税は、営利法人の法人所得が配当を通じて株主又は出資者の個人所得に利益分配される前に課税するものであり、所得税の前どりとして位置づけられる税制である。そもそも利益分配を前提としない非営利法人に対して法人税を課税する根拠はない。</p> <p>有償ボランティアによる助け合い事業の剰余金が課税される、社会福祉法人の介護事業は非課税なのにNPO法人の介護事業は課税されるなどといった矛盾を抱えた収益事業33業種への法人税課税は抜本的に見直すべき。本来、利益を分配しない非営利法人については法人税を課税する根拠がなく、収益33業種という概念を廃して、全ての所得について非課税とすべき。事実上の利益分配行為に対する批判に対しては、過大な役員報酬の支払いなど利益分配とみなされる行為を列挙し、該当事実のある非営利法人については全ての所得に法人税を課すことが対処の仕方として明快である。</p> <p>法人税法は、営利法人への課税が前提であり、非営利法人の活動実態に適したものとなっていない。非営利法人における「益金」に関しては、非営利法人の自己資本を形成するための無償贈与された対価性のない資金(寄附金、会費、助成金、補助金等)については、営利法人の資本等取引と同様の扱いとし、益金の範囲から除外すべき。  また、「損金」に関しては、活動に要した「支出」だけでなく、他の法人への寄附や募金、基金を積み立てる行為、従事量割戻し、損失準備引当金、繰越欠損金、各種引当金の損金算入を認めるべき。</p> <p>法人税法は、「資本等取引」を益金及び損金の範囲から除外している。出資型の非営利法人については、社員等による出資金の拠出や退会・解散時の出資金の返還といった資本取引が生じるので、営利法人における出資と同じく、益金及び損金の範囲から除外されることを明確にしておく必要がある。非営利法人において自己資本と想定される以下の資金は、法人税上、資本等取引と同じ扱いとすべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 社員の拠出した出資金</li> <li>2) 資産稼働により発生した過年度剰余部分の蓄積(繰越金)、</li> <li>3) 無償贈与された対価性のない資金(寄附金等)、</li> <li>4) 経常費用に充てることを想定して社員が拠出した資金の未使用分(会費等)</li> </ol> <p>NPO法上の収益事業と税法上の収益事業が異なることに違和感あり。税法の収益事業33業種の課税は非営利法人には適用せず、非営利法人が公益目的以外で行う事業について課税するということがよいのではないか。</p>

項 目	意 見 の 概 要
4. その他(続き)	<p>芸術団体の継続的活動には税制の優遇措置が不可欠。原則有税化となれば、芸術文化支援財団や、これらからの助成が不可欠である芸術団体にとって、存立を揺るがす重大な問題となりかねない。また原則課税となれば、免税措置を得るための手続き、すなわち「公益性の判断」が極めて困難なプロセスとなることが憂慮される。判断基準が定着するまでの、試行錯誤や判断基準の揺らぎによる混乱が、芸術団体の継続的活動を損なうおそれが強い。</p> <p>公益性のある非営利法人に対しては、基本財産(主として金融資産)の果実をもって助成ファンドに当てている助成財団の資産運用益に対する非課税を含め、非収益事業収入について原則非課税とすることを強く求める。</p>